

社会福祉法人葵寮 救護施設葵寮

令和3年度事業計画

【沿革】

当法人は、わが国が昭和20年8月、第2次世界大戦に敗れて焦土と化した郷土静岡市内に、その年の11月市内の篤志家澤本喜一氏(故人)が貧困者救済のため、市内新富町に「静岡新生園」を設立したことに始まる。その後、昭和27年に社会福祉法人として認可を受け、昭和34年には救護施設「葵寮」と名称を変更し、平成17年に、静岡市葵区与一に移転して現在に至る。

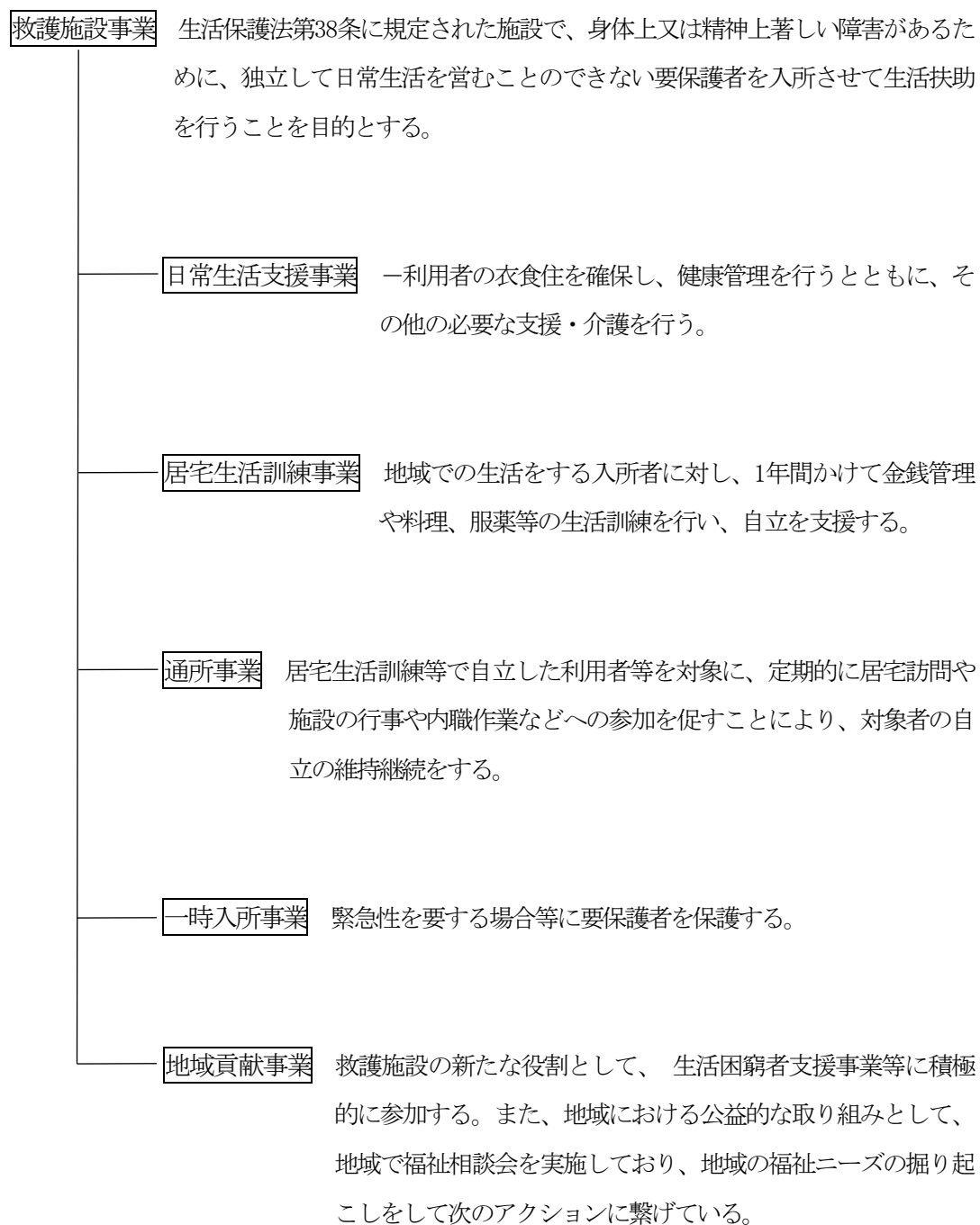
【運営理念】

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

【基本方針】

- 一．職員は、利用者との意思の疎通が常に円滑であるよう努める。
- 一．職員は、利用者が自立できるよう援助する。
- 一．利用者は集団生活の中で個人の生活も、それぞれ尊重される。
- 一．利用者支援の向上のために、活用できる諸制度、諸機関を積極的に利用する。

【事業内容】



※以下の後述の【年間スケジュール】に盛り込む。但し、★は、継続的方針を表し、令和3年度の年間スケジュールには記載しない。

1. ガバナンスの確立

(1) 外部監査を積極的に受験し、当法人の弱点の洗い出し、改善、検証、実行の手順を踏まえ体制構築を推進する。

- ① 自己評価を実施し、低評価箇所は事業計画として改善を行う。(7月)
- ② 会計監査等を実施する。(7月)
- ③ 職務権限を合理的に改善し、法改正の対応や運営方針の作成、継承を行っていく。★

(2) 積極的に情報を開示する

- ① ホームページ等を活用し、制度に基づいた情報開示を確実に行う。★

(3) 職員の資質向上を目指す

- ① 内部、外部含めて定期的に研修や会議を企画し職員の教育を推進する。★
- ② 職員にコンプライアンスや虐待防止を徹底させる。★

2. 救護施設事業の強化継続

(1) 利用者の獲得及び入所対象者の拡大を目指す。

- ① 矯正施設の退所者など、行き場の無い方への入所を積極的に進める。★
- ② 新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、関係機関の訪問等を行う。★
- ③ 一時入所の依頼を受ける。★

(2) 支援の充実を目指す。

- ① 地域での生活を視野に入れ、施設内でもできる服薬管理と金銭管理を個別に進めていき各々の課題を探り、個別支援計画に反映させる。★
- ② 日中活動に力を入れ、部屋に多くの利用者へのアプローチを行う。★

(3) 循環型施設としての役割を果たす。

- ① 居宅生活訓練事業において、引き続き対象者を2名として、地域移行を図る。★
- ② 通所事業において、一定期間、地域移行者を対象に通所もしくは訪問にてアフターフォローを行っていく。(事業として届け出ているものではない) ★
- ③ 利用者の状態等に応じ、他施設への移行を図る。★

- (4) 就労支援を積極的に行う。
 - ① 新型コロナウイルスの状況を見ながら、自立支援の一環として、就労を希望する利用者に対しては、ハローワーク、障害者職業センター等に登録し外勤につなげていく。★

- (5) レクリエーション等行事の見直し
 - ① 利用者の満足度向上を目指し、新型コロナウイルス感染状況下でも実施できるレクリエーションの検討と実施を目指す。(5月)

- (6) 業務の効率化を図る
 - ① 業務内容を見直すことにより利用者支援の拡充や急遽の職員減に対応できる体制を整える。
★

- (7) 給食業務委託の見直し
 - ① アンケートや職員の確認等、定例会議の開催などにより、現在の給食業務委託により提供されているサービスが費用や内容面で適当かどうか随時見直しを行う。★

- (8) 地域における公益的な取り組みを強化する。
 - ① 近隣の町内会に対する福祉相談会を拡大し地域のニーズの把握に努めるとともに、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、電話等での相談を検討する。★

- (9) 生活困窮者就労訓練事業の実施
 - ① 対象者、人数、仕事内容、担当者を令和2年7月までに検討して登録する。★

3. 収支計画の基本方針について

- (1) 収支管理を徹底する。
 - ① 利用者数は年間の月平均で83名。生活保護費収益2億7千万円程度を目標とする。★
 - ② 法で定められた職員配置基準を遵守し、人件費支出は年間で1億5千万円を当面の上限に据える。★
 - ③ 毎年度の積立金は2千万円を基本とする。★

(2) 将来の資金の使途目的を明確にする。

- ① 施設の将来設計として建替までの詳細なキャッシュフローとバランスシートを作成し、職員の入退職、社会福祉充実計画や大規模修繕等の実施時期とその時点の財務状況を把握するよう努め、積立金の額と使途目的を明確化する。(7月)

4. 新たな取り組みについて

(1) 社会福祉充実計画を遂行する。

- ① 設備の更新、利用者居室の改善、共有部分の整備などを推進する。(7月)
- ② 松富あおいの家建て替え計画を推進する。(8月)

(2) 安定した人材確保と就労環境を確立する

- ① 定年を60歳から65歳に延長する。(4月)

(3) 小規模法人のネットワーク事業に参画可能か検討する。

- ① 社会福祉法人全体の動きに対して継続的に調査を行い必要があれば参画を検討していく。★

(4) その他中長期計画にはない計画

(5) : 管理部署が主体となった予算作成ではなく、各部署事業が個々の考えに基づく事業の立案から遂行までを行うため仕組みづくり。

- ① 年間収支の一定額を対象に予算取りを実施する。(1月)
- ② 認められた事業は、実施から検収までを各部署が行う。(年間)

【年間スケジュール】

月	行事	外出	健康管理	今年度重点施策	施設整備	法人関連
4	お花見 総合防火訓練 対話会	勉強外出B	採血・検便・検尿 血圧測定			監事監査
5	新茶の会	勉強外出A		2-(5)-①		
6	野菜の収穫 イベント給食	勉強外出B	定期健診			理事会・評議員会 決算報告
7	衣類販売会 慰霊祭	勉強外出A	白癬チェック	3-(2)-①	大型洗濯機・乾燥機取替	
				1-(1)-①		
				1-(1)-②		
				4-(1)-②		
8	夏祭り 家族交流外泊				居室TV台・机購入	監事監査
9	総合防災訓練 敬老会	勉強外出B	胸部レントゲン撮影 心電図		壁紙貼り替え	
10	施設移転記念行事 対話会	勉強外出A	定期健診② 歯科検診		フローリング修繕	理事会・評議員会
11	総合防火訓練	勉強外出B	インフルエンザ予防接			

	イベント給食		種			
12	クリスマス会	勉強外出A				監事監査 静岡市指導監査（予定）
R3 1	家族交流外泊 七草 モニタリング	勉強外出B	口腔ケア 血圧測定 白癬チェック		居室等LED工事	
2	節分行事（献立）	勉強外出A				
3	総合防災訓練 雛祭り行事（献立）	勉強外出B				理事会・評議員会 事業計画作成

施設整備延期：社会福祉充実計画 建具の修繕

【利用者支援】

利用者の意向を尊重し、一人ひとりがいきいきとした生活を送り、自己実現を図ることを目標とする。

(1) 集団支援

起床から就寝まで、最小限度の日課を定めるほか、生活意欲の向上を目指し、自主性を高め心にゆとりのある生活ができるようクラブ、外出、作業、レクリエーション等の日常諸活動を通じて、利用者が相互理解を深め、協調性を育成し規律、協同等集団生活への適応を図るものとする。
日課はでき得る限り一般家庭生活の慣習にあわせるものとする。

(2) 個別支援

日常介護を通じた観察と、これらに基づく個別支援計画の作成を行い、利用者個々の生活意欲を増進し、残存能力を充分活用できるよう支援する。

介護職員の担当制とし、モニタリングを年1回行い、より良い支援につなげていく。

※『個別支援計画設置要領』

(3) 就労自立支援

精神的・身体的機能の回復や地域生活に不可欠な社会適応能力を養うことを目的として行う。

① 内職作業

障害の程度や利用者の特性に合わせて複数の作業から選択して行う。

作業種類は、紙袋制作と自動車部品の組み立てを予定する。

新たな内職作業を発掘し、参加人数を増やす。

※『支援マニュアル』作業項目

② 外部機関との連携

ハローワークやジョブコーチ等の制度を利用し、本人の能力に合った就労先を探す。

③ 外勤者を2名増やす

新型コロナウイルスの感染状況が落ち着き次第就職活動をする。（4月以降）

(4) 地域移行支援

施設において自立に向けた訓練を行うとともに、訓練用住居にて、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより地域への移行を支援していく。

※『居宅生活訓練事業』

(5) 地域生活定着支援

地域へ移行した利用者に対しては、居住先を定期的に訪問し必要なフォローを行うことで地域生活が定着するよう支援していく。

また、近隣に住居がある場合は、通所訓練として定期的に訓練用施設に通い、日中活動を通じて生活能力の維持・向上を図る。

※『居宅生活訓練事業』

(6) 食事・栄養サービス

個々の身体的状況に応じた食事内容、病状に対応した食事内容の提供を実施。

食事内容は、200kcalごとに区分（1,000～2,400 kcal）。

常食、病粥食、糖尿食を用意し食事形態は6種類。

毎日の食事が正しい食習慣を身につける手本とし生活習慣病の予防に努めている。

食事は利用者の最大の楽しみであるので嗜好を配慮し、季節を感じられる行事食を取り入れている。なお、食品衛生に関しては、HACCPに沿った衛生管理（大量調理施設衛生管理マニュアル）を実施している。また、自己選択できるように定期的に選択食を実施している。

※『支援マニュアル』食事項目

(7) 健康管理

集団生活をするうえで特に留意する必要がある感染性の疾患については、予防衛生に重点を置く。また、年2回全員の定期健康診断のほか、嘱託医あるいは専門医による検診を随時行い、疾病の早期発見、早期治療に努める。

※『支援マニュアル』健康管理項目

健康診断のための検査項目

検診項目	対象者	年間回数
体重測定	全員	12
聴打診	全員	2
身長測定	全員	1
血圧測定	全員	3
胸部X線間接撮影	全員	1
血液検査、心電図	全員	1
血糖検査	糖尿病患者	1～2/月（食前・食後）
血圧測定・体	重測定循環器系	患者3～5/週
歯科検診	全員	1
血圧測定・体重測定	循環器系患者	3～5/週
歯科検診	全員	1

(8) 環境衛生支援

明るく清潔で、静かな生活の場を提供し、衣服、寝具等も常に清潔を保ち、健康の保持と感染症の予防に努め、快適な環境づくりを進めて行く。

※『支援マニュアル』環境整備項目

(9) 家族交流支援

両親、兄弟など家族のある者については、家族との連携を深めるため、利用者の日常動作、健康状態、近況、総合意見等生活状況を6月毎に報告すると共に、年2回程度は家族のもとに帰省できるよう支援するほか、随時家族の面会訪問をうながすことにより、集団生活の中にあつての孤独感の解消に努める。また両親と死別した者には希望により墓参の機会を設け、精神的安定を図るものとする。

※『危機管理マニュアル』面会・外泊項目

(10) 健康維持・衛生支援

高齢化とともに体力に衰えを感じさせる利用者が増加し、一層の健康管理に努めなければならない。そのため、日常活動の行事とし実施している、毎日のラジオ体操と、日に2回の散歩を体力別に2グループに分けて行う。

また、運動療法、音楽療法を外部専門家により実施し、心身の健康増進に努める。

入浴は毎週3回行い、夏季はこの他、シャワーを使用し、清潔に留意する。希望者はユニットバスを利用し、個別入浴を行うことにより自立を促す。

散髪、洗髪、下着の洗濯等身の回りの衛生は特に心がけることとする。

※『支援マニュアル』入浴項目

(11) 教養娯楽活動

情操を豊かにし、運動不足の解消を図るため、施設内で毎週1回舞踊を行い、年数回の選択レクリエーションを実施するほか、夏祭り、手芸、カラオケ等を通じて心にゆとりのある生活ができるよう、グループ活動など、教養娯楽の機会を設ける。さらに、自由に利用できる新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等を備え、社会適応性を助長するものとする。

近隣の図書館、体育館を利用できるよう支援する。

クラブ活動のひとつとして、畑を開墾して園芸を始める。(4月以降)

※『支援マニュアル』余暇・レクリエーション項目

(12) 施設機能の開放

施設利用者の自立促進や社会との結びつきを深めるとともに、施設自体を地域資源の一つとして捉え地域に根ざした活動を行う。施設の設備・機能を地域住民や学校等に開放し交流をしていくことにより、利用者と地域の関りを深めていく。

① 実習生の受け入れ

利用者へより良いサービスを提供していくためにも福祉に関する視野を広げる取り組みが必要となる。その一つとして実習生を受け入れ指導することは、実習生が福祉的センスを身につけることや福祉従事者の質の向上に繋がる。また実習指導者としての適切な知識や技術の習得にも繋がる。

※『実習生受入れマニュアル』

② ボランティアの受け入れ

定期的なボランティアを受け入れることにより、施設への理解を得るとともに施設の活性化、地域社会への接点、交流の機会の増加が期待される。

※『ボランティア受入れマニュアル』

(13) 金銭管理

金銭及び貴重品は、1Fダイルームにある個人金庫にて管理をする。自己管理が可能な方は自分の鍵を持ち、自己管理が難しい方は職員の方でまとめて管理を行う。個人にて出納帳を利用し金銭管理の勉強を行っていく。

お小遣い帳の記入について研修指導を行い、金銭管理の手法を身に着ける（8月以降）

※『支援マニュアル』金銭管理項目

(14) 喫煙

喫煙は決められた時間・場所でマナーを守って行う。その際、火の始末には十分注意する。

※『支援マニュアル』嗜好品等項目

(15) 外出・外泊支援

外出は個人と職員引率とに分ける。個人での外出では行先・購入品を計画し時間を設定し出かけることで、自立に向けての能力を高める。職員引率では、本人の病状等に留意してグループをA Bの2グループに分け、食事や買い物を通して自らに必要な知識を学んでいく。

外泊は本人と家族との調整で随時行われる。外泊先については家族の元への外泊を原則とする。

※『支援マニュアル』外出及び外泊項目

(16) 通院・デイケア

健康維持の為、必要な通院に関しては職員付き添いのもとに支援を行う。また、希望者は医師の承認のもと、デイケアに通うことができる。

(17) 地域における公益的な取り組み

令和元年度に引き続き、近隣の町内に住む方を対象に福祉相談会を実施する。
新型コロナウイルスの感染状況により、電話相談等を実施する。

【防犯について】

利用者の住環境と職員の安全な就労環境を守るために、機械警備や警備会社との連携を考慮した防犯体制を構築する。

【防災について】

葵寮消防計画に基づき非常災害時（地震・火災・風水害）に備えて、月に1回避難訓練を実施する。3月・9月には地震を想定した防災訓練、洪水を想定した水防訓練も実施する。また、定期的に消防設備点検を行い、非常時に備えると共に常に見直しをはかっていく。

(1) 防災における責任者

管理権限者 施設長
防火管理者 支援課課長

(2) 防災における組織

- ① 火災、地震、洪水等の災害時に対応できるよう、あらかじめ自衛組織表を設ける。
- ② 自衛組織表は、後述のとおりとする。

(3) 火災発生時の活動

- ① 自衛消防組織表に記された任務分担を基に活動を行う。

(4) 地震発生時の活動

① 地震発生時

防火管理者又は各職員は次のことを行う。

- (ア) 市内で震度5強以上の地震があったときは、職員は速やかに出勤する（震度5弱の時は協力職員が出勤する）。

- (イ) 震度5弱以下で当直職員又は協力職員が必要と判断した場合、連絡網（メール）にて他職員に協力を要請する。

② 情報収集

通報訓練担当は、次のことを行う。

- (ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
- (イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は建物内にいる者全員に知らせる。

③ 避難誘導

避難誘導担当は、建物内にいる者等の混乱防止に努め、次のことを行う。

- (ア) 建物内にいる者等に声をかけて落ち着かせ、揺れが収まるまで照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の周りや壁際など安全な場所で待機させる。
- (イ) 地震等により負傷者が発生した場合は備蓄資材により応急手当を行い、健全な者で協力し、拠点避難地の賤機南小学校へ搬送する。
- (ウ) 被災建物から避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
- (エ) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防体長の命令により行う。
- (オ) 避難誘導は、先頭と最後尾等に避難誘導担当を配置して行う。
- (カ) 避難は全員徒歩とし、車両等は使用しない。
- (キ) 避難するときは、避難路に落下倒壊した物品などで避難上支障となる物の除去を行う。

(5) 洪水発生時の活動

- ① 避難判断基準を以下のとおりとして、自衛組織表に基づき行動する。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	安倍川氾濫注意情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	安倍川氾濫警戒情報発表 避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、・・・	情報伝達係、避難誘導係、・・・
非常体制	安倍川氾濫危険情報発表 避難勧告又は避難指示（緊急）発令。	施設全体の避難誘導、・・・	避難誘導係、・・・

② 洪水時の避難誘導

洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

(ア) 避難場所・経路

洪水時における避難場所は、本施設3階とし、階段を使用し避難する。

(イ) 避難誘導方法

避難誘導にあたって、避難誘導員は体の不自由な利用者の安全に配慮する。

自衛組織

	領域	担当者	火災時		地震		洪水	
			職務	任務内容	職務	任務内容	職務	任務内容
隊長	全域	施設長	総指揮	指揮をとり消防隊と連携	総指揮	情報を確認し、地震に対する指示を行う	総指揮	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う避難状況の把握を行う自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う
副隊長	全域	課長	指揮係	隊長を補佐、指示伝達に当たる	指揮係	隊長を補佐、指示伝達に当たる	指揮係	隊長を補佐、指示伝達に当たる
		介護係長						
		主任(事務)	通報・連絡係(情報伝達)	消防隊への通報確認	通報・連絡係(情報伝達)	テレビ:ラジオ等による情報収集関係機関との連絡	通報・連絡係(情報伝達)	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う関係者及び関係機関との連携を行う
隊員	全域	支援員	消火係	消火器・消火栓による消火	初期消火準備	火気遮断の確認 出火時の準備 ABC消火器:消火栓の確認	避難誘導係	避難誘導にあたる未避難者、要救助者の確認を行う避難器具の設定、操作にあたる
	1階	介護士	避難誘導	避難誘導にあたる	生活基盤の準備	各居室の安全確認		
	2階	介護士	避難誘導	避難誘導にあたる		入り口を開ける		
	3階	介護士	避難誘導	避難誘導にあたる		入り口を開ける		
	その他	事務員	非常持出	非常持ち出し品の搬出	応急・救急・食事の準備	非常食の確認		
		看護師				医薬品の確認		
栄養士		非常食の確認						

【会議について】

利用者支援や施設運営について、会議検討する場を設ける。

- ① 支援会議…支援員、介護士、看護師、栄養士が利用者の支援について話し合う。
- ② 連絡会議…各部署のリーダーが、今後の法人・施設の予定や入退所情報を確認したり、その他方針等を決定する。また、以下の会議と同時開催する。
 - ・コンプライアンス会議…コンプライアンスに対する教育や法令違反等の報告。
 - ・品質会議…業務改善等を話し合う。
 - ・リスクマネジメント会議…ヒアリハット報告や事故報告、改善等を話し合う。
 - ・虐待防止委員会…各部署の状況報告。虐待が疑われる事象等の検討。
- ③ 職員会議…連絡会議で確認した内容や決定した方針等を一般職員に周知する。

※ 『救護施設葵寮管理規程』第5条、第26条

『社会福祉法人葵寮コンプライアンス規程』第6条

『葵寮危機管理マニュアル』リスクマネジメントについて

『救護施設葵寮利用者虐待防止マニュアル』虐待防止体制の整備項目

【研修について】

施設運営状況等について利用者に対して説明を行うこと、また、職員の資質向上を図ることを目的として研修を計画する。

月	利用者向け（担当者）	職員向け（担当者）	
4		令和3年度事業計画（施設長） 令和2年度事業報告（施設長）	
5	生活保護について（施設長） 令和3年度事業計画（施設長） 令和2年度事業報告（施設長）		
6			静岡県社協研修（検討）
7	外出時のマナー（支援員）	コンプライアンス教育（教材等）	研修報告会
8		虐待防止教育（教材・確認テストなど）	静岡県社協研修（検討）
9	栄養教室（栄養士）		研修報告会
10		安全運転講習（安全運転管理者）	静岡県社協研修（検討）
11			
12	感染症講習（看護師）	感染症講習	静岡県社協研修（検討）
R3.1	口腔ケア（歯科衛生士）	救急法	研修報告会
2			
3		令和4年度事業計画（施設長）	

葵寮が求める職員像

- ・ 助け合いの精神を持ち、全員で支えあう職場の実現を目指しましょう。
- ・ どのような困難に直面しても、果敢に取り組みあきらめずに問題解決に臨みましょう。
- ・ できることを伸ばし、一人一人が活躍できる多様性のある社会が実現することに貢献しましょう。
- ・ 他者に対して感謝の心を忘れず、誠実さと謙虚さをもって仕事に取り組みましょう。
- ・ 地域の一員であることを自覚し、地域共生社会の実現を目指しましょう。